

第4回智頭町議会定例会会議録

令和2年12月8日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第127号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第5号）
- 第 5. 議案第128号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6. 議案第129号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 7. 議案第130号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8. 議案第131号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9. 議案第132号 令和2年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第10. 議案第133号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第11. 議案第134号 智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の制定について
- 第12. 議案第135号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第13. 議案第136号 智頭町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止について
- 第14. 議案第137号 智頭町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃止について
- 第15. 議案第138号 鳥取県町村総合事務組合の規約の変更について
- 第16. 議案第139号 財産の無償譲渡について
- 第17. 議案第140号 財産の取得について
- 第18. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第127号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第5号）
- 第 5. 議案第128号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6. 議案第129号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 7. 議案第130号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8. 議案第131号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9. 議案第132号 令和2年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第10. 議案第133号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第11. 議案第134号 智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の制定について
- 第12. 議案第135号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第13. 議案第136号 智頭町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止について
- 第14. 議案第137号 智頭町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃止について
- 第15. 議案第138号 鳥取県町村総合事務組合の規約の変更について
- 第16. 議案第139号 財産の無償譲渡について
- 第17. 議案第140号 財産の取得について
- 第18. 陳情について

1. 会議に出席した議員（11名）

1番 谷 口 翔 馬

2番 波 多 恵理子

3番 安 道 泰 治

5番 河 村 仁 志

6番 大藤克紀
8番 谷口雅人
10番 酒本敏興
12番 大河原昭洋

7番 岩本富美男
9番 岸本眞一郎
11番 中野ゆかり

1. 会議に欠席した議員（1名）

4番 國本誠一

1. 会議に出席した説明員（15名）

町	長	金	兒	英	夫										
教	育	長	長	石	彰	祐									
病	院	事	業	管	理	者	葉	狩	一	樹					
総	務	課	長	矢	部	整									
企	画	課	長	酒	本	和	昌								
税	務	住	民	課	長	江	口	礼	子						
教	育	課	長	國	岡	厚	志								
地	域	整	備	課	長	迎	山	恵	一						
山	村	再	生	課	長	山	本	進							
地	籍	調	査	課	長	原	田	誠	之						
福	祉	課	長	小	谷	い	ず	美							
会	計	課	長	矢	部	久	美	子							
税	務	住	民	課	参	事	兼	水	道	課	長	藤	森	啓	次
総	務	課	参	事	米	本	勝	彦							
病	院	事	務	部	長	福	安	教	男						

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局 長 柴田睦子
書 記 金谷百恵

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第4回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、波多恵理子議員、3番、安道泰治議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

○議長（大河原昭洋） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間と決定しました。

日程第3． 諸般の報告

○議長（大河原昭洋） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和2年11月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お

手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、今期定例会の説明員につきましては、12月1日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので後ほどご覧いただき、議会活動、また、議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第127号から日程第17．議案第140号まで 14案
一括上程

○議長（大河原昭洋） 日程第4、議案第127号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第5号）についてから、日程第17、議案第140号 財産の取得についてまでの14議案を一括して議題とします。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日、ここに第4回定例町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

今期定例会に提案しました諸議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第127号から議案第133号までは、補正予算についてであります。

議案第127号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第5号）について主なものを説明します。

総務費のまちづくり推進費、水力発電周辺地域整備事業では、事業決定に伴う事業費の組替えを、地域情報化推進事業では、光回線の新設・移転等に要する手数料の増額を、地域活性化推進費の空き校舎等利活用推進事業では、旧山形小学校の補助電力量計取付けに要する経費を、おせっかい奨学パッケージ推進事業では、おせっかい奨学生とともにTシャツを作成する経費を、それぞれ措置しています。

諸費の諸税等還付金では、過年度分国県支出金返還金の増額を、戸籍住民基本

台帳費では、マイナンバーカード・マイナポイントの申請者が増加していることから、この対応のため会計年度任用職員を雇用する経費のほか、申請用タブレットの追加リース料を、それぞれ措置しています。

民生費の障害者福祉費では、障がい者住宅改良助成事業補助金のほか、障害者給付費、社会参加促進事業給付費の増額を、老人福祉費では、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計への操出金の増額を、特別医療助成費では、特別医療助成費の増額を、それぞれ措置しています。

衛生費の保健センター管理費では、そよ風通り排煙窓の修繕に伴う修繕料の増額を措置しています。

農林水産業費の農業振興費では、追加の施設修繕が必要となったことに伴い、農業団地センターの施設改修事業負担金の増額を、ホンモノの農産物づくり推進事業では、購入価格決定に伴う原木シイタケ栽培用地購入費の減額を、農業集落排水費では、農業集落排水事業特別会計操出金の増額を、それぞれ措置しています。

林業費の林業振興費では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全国民泊マラソン、森林セラピー10周年記念イベント、木育キャラバンなど各種イベントを中止したことに伴う事業費の減額を、それぞれ措置しています。

商工費の商工振興費では、特定地域づくり事業協同組合設立に伴う事務所経費のほか、当面の給与費相当額を寄附金として負担する経費を措置しています。

土木費の道路維持事業では、町道駅前線歩道修繕に要する経費及び県道津山智頭八東線改良工事に伴う道路照明移設に要する経費として、修繕料の増額を措置しています。

消防費の防災費では、接続方式変更に伴う移動系防災行政無線設備更新工事費の増額を措置しています。

教育費の石谷邸保存活用整備事業では、新型コロナウイルス感染症の影響による入館料収入減少に伴い、指定管理者支援補助金を措置しています。

そのほか、特別会計を含む各費目にわたって、各手当額等及び標準報酬月額の設定時決定に伴う共済費の変更に伴う人件費の調整を行っています。

以上、今回の一般会計補正予算額は4,747万4,000円の増額であり、補正後の予算総額は73億6,942万6,000円となります。

議案第128号 智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）では、

人件費の調整のほか、制度改正に伴うシステム改修委託料を、また、実績見込みによる医療費などの調整を措置しています。

議案第129号 智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）では、ゆめが丘のインフラ整備のため、下水道管敷設に係る設計業務委託料を措置しています。

議案第130号 智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）では、道路修繕などに伴う修繕料の増額を措置しています。

議案第131号 智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）では、人件費の調整のほか、介護報酬改正に伴うシステム改修委託料を、また、介護サービス給付費などの増額を措置しています。

議案第132号 智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、制度改正に伴うシステム改修委託料を措置しています。

議案第133号 智頭町水道事業会計補正予算（第3号）では、人件費の調整のほか、ゆめが丘のインフラ整備のため、水道管敷設に係る設計業務委託料を措置しています。

次に、条例案件について説明します。

議案第134号 智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の制定につきましては、公職選挙法の改正により、条例で定めることで町村の選挙における選挙公営対象が拡大されることに伴い、町費負担の対象、限度額など必要な事項を定めるものです。

議案第135号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の改正による給与所得控除、基礎控除等の変更に伴い、国民健康保険税の軽減判定において不利益が生じないように、軽減判定基準の見直しを行うものです。

議案第136号 智頭町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止につきましては、消防団員に賞じゅつ金または殉職者特別賞じゅつ金を授与する事務を、令和3年4月1日から鳥取県町村総合事務組合が行うことになることに伴い、同条例を廃止するものです。

議案第137号 智頭町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃止につきましては、消防団員に退職報償金を支給する事務を、令和3年4月1日から鳥取県町村総合事務組合が行うことになることに伴い、同条例を廃止す

るものです。

最後に、その他案件についてです。

議案第138号 鳥取県町村総合事務組合の規約の変更につきましては、鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務に、消防団員に対する退職報償金及び賞じゅつ金の支給事務を加えるため、同規約の一部を変更することについて本議会の議決を求めるものです。

議案第139号 財産の無償譲渡につきましては、河川改修工事施工により災害発生の防止を図るため、工事区域内の対象土地を鳥取県に無償で譲渡することについて、本議会の議決を求めるものです。

議案第140号 財産の取得につきましては、芦津貯木場跡地を原木シイタケ栽培用地として取得することについて、本議会の議決を求めるものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細につきましては主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（大河原昭洋） 提案理由の説明は終わりました。

これから、補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第4、議案第127号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、補正予算書1ページをご覧ください。

議案第127号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第5号）でございます。

歳入歳出の総額に、4,747万4,000円を増額し、それぞれ73億6,942万6,000円とするものでございます。

補正予算書と別に配付しております令和2年度12月補正予算概要により説明させていただきますので、こちらもご覧いただきたいと思います。なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がございますが、ご了承いただきたいと思います。

それでは、まず歳出についてですが、先ほど提案理由で町長が述べましたとおり、各費目にわたって、各手当額の変更に伴う職員手当等の変更及び9月の標準報酬月額定時改定に伴う共済費の変更、それぞれに伴う人件費の調整を行っております。

それでは、個々の費目について説明をさせていただきます。

補正予算書の11ページ、概要では1ページの議会費では、議会だよりのページ数増に伴う印刷製本費の増額を措置しております。

同じく11ページ、総務費の一般管理費では、智頭町総合案内所ほか3施設の指定管理者選定に伴う指定管理候補者選定委員報酬のほか、職員通勤手当の増額を、また、共済費の調整を、財産管理費では、新型コロナウイルス感染症対策のための執務室分散によるコピー機増に伴う消耗品費の増額を、文書広報費では、取材用カメラレンズ更新に伴う備品購入費の増額を、それぞれ措置しております。

まちづくり推進費のまちづくり事務費では、共済費の調整を、水力発電周辺地域整備事業では、事業決定に伴う事業費の組替えを、移住定住促進事業では、おためし住宅電気代の増に伴う光熱水費の増額を、地域情報化推進事業では、件数の増に伴う光回線新設、移転等手数料の増額を、それぞれ措置しております。

地域活性化推進費の空き校舎等利活用推進事業では、新規企業入居に伴う旧山形小学校の補助電力量計取付けに要する経費を、おせっかい奨学パッケージ推進事業では、交流事業縮小に伴う食糧費の減額のほか、おせっかい奨学生とともにTシャツを作成し奨学生に郵送する経費を、それぞれ措置しております。

諸費の諸税等還付金では、過年度分の事業費精算に伴います国県支出金返還金の増額を措置しております。

12ページになります。税務総務費では、職員通勤手当の減額のほか、共済費の調整を、また、コンビニ収納システム改修委託料のうち導入試験分を手数料に組み替えることを、戸籍住民基本台帳費では、共済費の調整のほか、マイナンバーカード・マイナポイントの申請者が増加していることから、この対応のため会計年度任用職員を雇用する経費を、また、申請用タブレットの追加リース料を、統計調査総務費では、共済費の調整を、それぞれ措置しております。

次は、民生費であります。13ページの社会福祉総務費では、扶養手当及び期末手当の増額のほか、共済費の調整を、また、共済費ほか人件費の調整などに伴う国民健康保険事業特別会計操出金の増額を、国民年金費では共済費の調整を、

それぞれ措置しております。

障害福祉費の障害者福祉費では、審査支払手数料、障がい者住宅改良助成事業補助金及び障害者給付費の実績見込みに伴う増額を、地域生活支援事業では自動車改造費給付の見込み増に伴う社会参加促進事業給付費の増額を、ここから概要は2ページとなりますが、老人福祉費では、介護サービス給付費などの増に伴う介護保険事業特別会計繰出金の増額を、また、システム改修委託料の増に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金の増額を、特別医療費では、実績見込みに伴う特別医療助成費の増額を、それぞれ措置しております。

子育て支援推進費の子育て推進事務では共済費の調整を、13ページから14ページにかけての保育園費、ちづ保育園事務費では、扶養手当など職員手当の調整のほか、共済費の調整を、また、給湯ポンプ修繕に伴います修繕料の増額を、14ページの児童館費では本折児童館費で、遊具修繕料の増に伴います施設修繕料の増額を、それぞれ措置しております。

生活保護総務費では共済費の調整のほか、被保護者及び生活困窮者就労・勤労準備支援事業で、会計年度任用職員社会保険料の減額を措置しております。

次に、衛生費であります。保健衛生総務費では共済費の調整を、母子衛生費の未熟児等養育医療費給付事業では、実績見込みに伴う未熟児等養育医療費の増額を、保健センター管理費では、印刷機トナー代の増に伴う消耗品費の増額のほか、そよ風通り排煙窓修繕に要する経費を、それぞれ措置しております。

15ページからは農林水産業費であります。農業総務費では共済費の調整を、農業振興費の農業振興費では、建具修繕が追加で必要となったことに伴い、農業団地センターの施設改修事業負担金の増額を、ホンモノの農作物づくり推進事業では、地域おこし協力隊分の事業費の調整のほか、購入価格決定に伴う原木シイタケ栽培用地購入費の減額を、地籍調査費では事業進捗に伴います事業費の調整を、農業集落排水費では、施設等修繕料などの増に伴います農業集落排水事業特別会計繰出金の増額を、それぞれ措置しております。

16ページの林業総務費では共済費の調整を、林業振興費の森林セラピー事業では施設修繕料の増額、倒木撤去手数料の減額のほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、森林セラピー10周年記念イベントを中止したことに伴う新規セラピーロード活用推進事業補助金の減額を、ここから概要は3ページとなりますが、智頭町まるごと民泊事業では、同じ理由で中止となった全国民泊マラソ

ンの委託料を、森林・林業情報発信事業では、同様に智頭農林業いきいき交流まつり委託料の減額のほか、東京オリンピック・パラリンピック延期に伴う提供木材返還に係る運搬費の減額を、山と暮らしの人づくり事業では、これもコロナ感染症の影響で事業が中止となったことに伴う中学校卒業記念品、曲げわっぱでございますが購入費の減額、木育キャラバン開催業務委託料の減額、山と暮らしの人づくり事業補助金のうち栃の森づくり事業補助金の減額を、それぞれ措置しております。

次に、商工費であります。商工振興費では、特定地域づくり事業協同組合設立に伴う事務所経費として消耗品費及び光熱水費を、また、当面の給与費相当額を負担する寄附金を、観光費の観光施設管理事業では、修繕増に伴う施設修繕料の増額を、それぞれ措置しております。

次に、17ページの土木費であります。土木総務費では、職員手当及び共済費の調整を、道路維持費では、町道駅裏線歩道修繕に要する経費及び県道津山智頭八東線改良工事に伴う道路照明移設に要する経費として修繕料の増額を、下水道事業費では、ゆめが丘での下水道管敷設工事の設計業務委託料の措置に伴う公共下水道事業特別会計繰出金の増額を、住宅管理費の町営住宅管理事業では、修繕増に伴う修繕料の増額を、また、これに伴い公共施設整備基金積立金の減額を、それぞれ措置しております。

18ページの消防費の防災費では、接続方式を光通信接続から無線接続に変更することに伴う、移動系防災行政無線設備更新工事費の増額を措置しております。

次に、教育費であります。事務局費では、時間外勤務手当の増額のほか、共済費の調整を、中学校費の中学校教育振興事業では、新型コロナウイルス感染症感染予防対策による換気のため、空調機運転時間が増加したことに伴う燃料費の増額を、それぞれ措置しております。

社会教育総務費では、扶養手当及び期末手当の増額のほか、共済費の調整を、地区公民館費では、電話代の増に伴う通信運搬費の増額を、18ページから19ページにかけての文化財整備活用費の歴史の道整備活用推進事業では、福原便益施設電気代の増に伴う光熱水費の増額を、石谷邸保存活用整備事業では、一般公開部分と居住部分との間の塀の板戸修繕に伴う修繕料の増額のほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による入館料収入減少に伴い指定管理者支援補助金を、図書館費では新図書館開館に伴う電話代、回線使用料を、学校給食費では共済費

の調整を、それぞれ措置しております。

公債費の元金では、会計間の事業案分見直しに伴う地方債償還元金の増額を措置しております。

以上、合計4,747万4,000円の増額となっております。

歳入につきましては、予算書2ページのとおり負担金、使用料、国庫負担金、県負担金などの国、県支出金のほか、基金繰入金、繰越金、雑入及び町債をもって措置をしております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入、歳出、債務負担行為から地方債の3区分に分けて行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 11ページ、地域活性化推進費のおせっかい奨学生とともにTシャツを作成する経費ということで、11万2,000円の経費が上がっております。これ、奨学生とともにTシャツを作成するというので、これは具体的にどのように計画をされているのか、お聞かせください。公募をされるのか、どうやって共に作っていかうとされているのか、お聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） おせっかい奨学生と一緒に作るTシャツですけども、現在メンターが、役場の職員がついております。20名程度の奨学生がいらっし

やるということで既にデザインは決定しております。このデザインの決定の経緯につきましては、ウェブでオンライン会議を開催しました。奨学生からの案とメンターからの案を出し合いまして、オンライン会議で投票で決めさせていただいております。その決まったデザインのTシャツを製作をするということでございますので、経緯としては一緒に作っているというプロセスを経ているということです。本来、顔を合わせてミーティングするという計画だったんですけども、コロナウイルスの関係でなかなか顔を合わせるできないということで、オンラインを活用して何度かミーティングをさせていただいているところでございます。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） それで、誰が着るのかというところなんですけれども、先ほど矢部総務課長のほうからも説明が少しありましたけれども、奨学生にそれをTシャツを送るんだというようなことを説明がありました。これは、奨学生だけが着るTシャツなのか、誰が着るのかをお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 今のところ基本的には奨学生を考えております。予算のこともありますので、なかなか枚数が多く作れないということも考えておまして、まずは奨学生の方に着ていただいて、コロナが落ち着いてイベントとかをしていただくときには着ていただくようなことも、ご協力をお願いしようかというふうに考えております。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） このTシャツを作る目的なんですけれども、普及啓発であるならば町内で着て普及啓発すべきではないかなと思うのですが、そこら辺の目的、Tシャツを作る目的をお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 目的ですけども、メンターをつけております。メンターとのやり取りというのが、なかなかうまくいかないというところが発生してきています。これは、コロナの関係もございまして、そういったメンターとのやり取りの中で、何か目的を持って1つのことを成し遂げるといったようなことをやれば、奨学生の方もこちらのほうに興味を持っていただくようなこともあるんじゃないかというふうに考えているところでございますので、このようなTシャツを

作るということを考えた次第でございます。こちらのメンターのほうが奨学生に連絡をしても、なかなかレスポンスが悪いというようなことは以前総務常任委員会のほうでも話をさせていただいたと思います。そのやり取りがスムーズにいくように、関係性を高めるというようなことが目的だということでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 概要書の2ページの本冊15ページですが、ホンモノの農産物づくり推進事業で423万8,000円減額してありまして、これは多分芦津の用地購入の分だと思っておりますが、よろしければ最終の確定した金額をお聞かせ願えませんか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 9月補正予算の成立を受けまして、10月20日に鳥取森林管理署で見積り合わせを行いまして、300万円で落札いたしました。以上であります。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今回の質問と関連してなんですが、当初予算では約7,000平米のものを700万円ぐらいな予算でしておったんですが、今回最終が300万円ということですが、その交渉経過、どういう交渉経過の中でこれは300万円になったのか、よろしければそこをちょっとお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 9月補正予算におきましては、果たしてどれぐらいで取得できるかということもありまして、不動産鑑定士に相談して示された金額幅のうち最大の金額で予算措置をしておりました。一方で、国は国で不動産鑑定で予定価格を決定しておるんですが、買収可能な金額の上限として720万円を予算計上したということでもあります。あくまでも見積り合わせで決定したということでもあります。

以上です。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 農業団地センターの建具ということですけども、イメージ

的にはどのあたりになるんですか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） J A鳥取いなばへの無償譲渡に当たって、必要な修繕経費を9月補正予算でお願いしたところであります。その後、3階の出入口の扉に不具合があるということで、追加の修繕についてJ Aから協議を受けたところであります。具体的に言いますと、階段上がって右側の鉄製の扉、それから階段上がった正面の両開きのガラス製の扉の片側が開閉できないという状況なので、やむを得ないものと認めて予算計上を行ったということであります。

以上です。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 概要書3ページ、本冊18ページの石谷家の入館料の手当の補正が400万円弱ついておりますけども、まだ今後もコロナのことが影響がずっと続くと思うんですが、今後も同じような補正で手当をされていくのか、基本的な考え方があればお聞かせ願えませんか。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 今回はこれまでの入館者数等を勘案し、また、今後の見込み、今現在の状況での見込みをいたしまして、今回400万円という数字で補助を想定しております。しかし、そのときよりまた現在非常に厳しい状況となっております。ちょっと今後のことは分かりませんが、今現在での見込みの補助金ということで計上させていただいております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） これも同じく石谷邸に関連してなんですが、当然財団として正味財産というものを持っていて、ほぼその正味財産がなくなって、その上に400万円の補助金を受けたら、何とかこの年度内は職員の給料等が出せて運営できるという、この400万円という位置づけでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 石谷家の経営状況につきましては、これまで総務委員会等でお知らせをしているとおり、今年度コロナ禍によって入館者が減少をしております。その中で、持続化交付金であるとか、雇用調整助成金等を収入として

充てながら、なおかつこの今後の見込みということでプラスこれまでの剰余金を充てた上での、今回400万円という数字にしております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 私が聞いたのは、例えば元年度の決算で正味財産がほぼなくなっていると。今年度は正味財産を取り崩す余裕がない状況の中で、年明け以降給与等の支払いが滞るのでこの400万円という位置づけなのか、私が聞きたいのはもう既に正味財産がほぼゼロになっているという状況の中での400万円かということです。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 正味財産につきましては、今年度の運営に充てておりますので、それも含めたところといいますか、ゼロになった上での運営状況であります。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 18ページの防災費です。私の勘違いかもしれないので教えてください。移動系防災行政無線設備の更新工事費、約1,500万円なんですけど、この防災無線というのは各家についている、持って運べる防災無線のことでしょうか。まず、それを確認させてください。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 各戸にあるもの、それから屋外にある無線、これについては同報系でございます。移動系というのは、例えば消防車につけておる車載型、それから消防団員等に配っておりますトランシーバーの形をしたような携帯のもの。これが移動系というものでございます。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 工事内容としましては、先ほど冒頭に総務課長から説明がありましたが、光回線を廃止して無線にするための工事ということで聞いておりますが、もうちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 今、町内を巡らせております光回線のケーブルを利用しまして、そのケーブルを大内の中継局に延ばすということで、光を使った接続方式を当初考えておって、そのほうが無線で飛ばすよりも安いということの試算

を上げておりました。ただ、いざ工事発注に取りかかるようになったところで中国電力のほうで、もともと考えておったのが中国電力の電柱、中継所までであるところのあたりにはたくさんのテレビやラジオの中継等もありますので、そちらのほうまでいっておる電線、電柱に共架をした光回線の延長ということを考えておったんですが、いよいよ工事の協議に入ったところで中国電力のほうでその電柱がもたない、共架ができないので独自の電柱を建ててくださいよということで回答が返ってまいりました。

大変最初の準備不足があったんですが、そのような形でやっていくと、下からずっと電柱を建てていくということで用地買収であったり借用、それから電柱の建てるといような工事もありますので、工事費がまだまだ高くなるというところで役場のほうの親局のほうから、中継局までの無線で接続して飛ばすという方式に変更させていただいたところで、その差額が生じたというところがございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 16ページです。林業振興費、ここは軒並み減額なんですけれども、事業の状況については理解できるんですけど、森林セラピーに関する部分というのがどういうふうな形で今後展開していくのか、ということの展望なんかはどうお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 中止になった10周年記念イベントをどうするかという趣旨の質問という理解でよろしいでしょうか。今回新型コロナで森林セラピーの10周年イベントを中止にしたんですが、来年度はどうするのかという趣旨の質問という理解でいいでしょうか。

○議長（大河原昭洋） それも含めて、今後どうしていくのかということ。

山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） なかなか新型コロナの影響で、せっかくの申込みをキャンセルしたりとか結構苦しい状態が続きました。ただ、まちの柱となるような、そういった事業ということもありまして、今後しっかりとねじを巻いていくということではありますが、昨年度ぐらいから町民対象の森林セラピーということもやっております。まずは足元もしっかりと固めながら、県外からの誘客も含

めて力いっぱい取り組んでいくということに変わりはないということでございます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） この森林セラピーというのは、智頭町の売りの事業の一つであるというふうに私は認識しておるんですけども、このコロナ禍にあつて屋外での状況を考えると、ある意味推奨できる部分を持っておるんじゃないかというふうに思っております。これから先ロードを歩くということについては難しい部分に時期にはなるんですけど、スノーシューとかそういった形の中で取組や資材等も準備されておるんですけど、そのあたりがこのままの状況では非常にもったいないというふうに思っております。軒並み減額でただそれを指くわえて見ているというのが、非常に残念であるという思いを持っておりますので、その辺のところをいま一度。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 今回の補正予算の減額は、10周年記念イベントの中止に伴うものということではありますが、感染防止対策にしっかりと留意しながら、ただ、警報が出ている期間、これはもうどうしようもないということでございます。これまでガイドを1名当たり最大6名までということではやっておりましたが、感染症防止対策という意味合いを含めてガイド1人当たりの人数を減らしたりとか、今後もそういった工夫をしながらできるだけ森林セラピーの誘客につなげていけるようなことを頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） そのほか、ありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 16ページの商工費、商工振興費、特定地域づくり事業協同組合寄附金510万円です。これは、事務所経費のほか給与相当額ということで書いてありますが、事務所経費、拠点を整備するということではよろしいでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 拠点を整備するのではなくて、事務所的なところを確保しようと今現在動いているところでございます。その光熱費等が予算を計上

させていただいているところでございます。寄附金につきましては、この特定地域づくり事業協同組合というのは、まちが出資できないというふうになっております。ただ、組合員になっていただく方には出資金として徴収はさせていただくんですけども、その出資金の考え方が雇用する1人を3か月分の給料を担保するようというふうに法律でもなっておりますので、その足らずの部分を、組合員に出資していただいた足らずの部分を、町のほうが寄附金という形で補填していくというようなやり方になっておりますので、それに基づいて予算計上させていただいているところでございます。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） その出資ができないということですけども、この寄附金としての金額というのは出資割合としてはどのくらいになるんでしょうか、町としての。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 出資割合として数字が出るものではなく、先ほども説明しましたけども、今現在9社の方に組合員となっただけの意向を確認しております。その9社の方には、一律10万円ということで話をさせていただいております。1人3か月分の給与といいますか、を担保するとして10人雇用したと想定した場合に、大体600万円ぐらいが必要だろうなというふうに考えておりますので、9社で10万円だとしたら90万円、600万円だと90円万円引くと510万円という計算になりますので、今回は510万円という予算を計上させていただいているところでございます。

ただ、特定地域づくり事業協同組合の雇用が、今10人をマックスとして考えているんですけども、もしかしたら5名となる場合も考えられますので、その辺の変動は可能性として出てくるということでございます。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 大まかなタイムスケジュール的なものはもうできていますでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 今現在、発起人会というものを開催しております。第1回を開催しまして、出資金等のことについてはおおむね合意をいただいているところでございます。現在、定款について作成中でございます、県の関係所管

課等の協議を経て第2回の発起人会を計画しているところでございます。

それが完了して、2週間以内に創立総会というものを開催しないとイケないということになっておりますので、若干スケジュールが遅れておりますけども、2月中には設立したいというふうに考えています。設立をしなければ、雇用する募集もかけられないものですから、なるべく早く設立総会を開催し、設立した上で募集をかけ、4月にはなるべく稼働できるように今現在動いているところでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） これも同じくその特定地域づくりの事業協同組合の部分ですが、先ほど今のところ9社が10名ぐらいの雇用を考えているんだ。雇用の3か月分の出資という形で負担ができるような準備ということで、企業には10万円、600万円のうちの10万円、9社で90万円で町が510万円ということで、その割合ですね。寄附の割合がもう少し、どういう基準でこの町の寄附割合、金額というものを考えたのか、ちょっとそこら辺についてお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 先ほどと同じ答弁になります。もう一度説明させていただきます。設立に当たりまして、雇用した人数の3か月分の給料を担保しないとイケないということになっておりますので、想定を10名として1人当たり20万円とした場合に、1人当たり3か月ですから60万円必要になってきます。その10人とした場合に600万円という数字が出てきます。今現在9社ご意向いただいておりますので、その9社に全て600万円を負担するというのはとうてい難しいというふうに判断しています。ただ、この協同組合の設立趣旨というのが、国のほうからも移住定住ですとか雇用の受皿というところが目的でございますので、なるべく少ない出資金ということを考えているところでございます。

これは、本町に限らず、全国これに検討している自治体はそのように同じような考え方で進んでいるところでございます。ですので、本町においては出資金を一律10万円とさせていただきまして計算した上で足らずの部分、不足の部分を町が寄附金として拠出するということをしております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この組合に参加する企業にとっては、非常にメリットの

大きい仕組みだと思っんです。仕事が忙しいときにここに派遣を依頼するという
ことで、非常にメリットが大きい仕組みなので、例えばその1人分の3か月分を
負担するにしても、それが毎年発生するわけでも多分ありませんので、一度負担
すればほぼ自分の雇用が欲しいときにそこに依頼できるというメリットがある
ということであれば、これからのことを考えればそんな企業に大きな負担、メリッ
トから考えれば大きな負担ではないような気がするんです。もう少し企業と町が
寄附を出すという考えは、それはどこの町村でもやっているでしょうけど、割合
も智頭とほぼ同じという状況なのではないでしょうか。そこら辺はどうですか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議員のご質問がもっと増やすべきなのかどうかという
ことなのか、ちょっと私は理解できませんけども、ほかの自治体においては一口
何万円というようなことをされている場合がございます。ただ一口幾らとした場
合に、ただ派遣するのに差が出て困りますので、発起人会の中で話をさせてい
ただいて、一律10万円ということはどうでしょうかというような話をさせてい
ただいて同意を得ているわけでございますので、その辺は組合員となっていた
だけ9社の方もご理解いただいているというふうに考えています。なるべく少な
い出資金で雇用の受皿となるような形を作り、ひいては智頭町に移住していただ
く、定住していただくような形を作りたいというふうに考えているところでござ
います。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為から地方債の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 5ページの債務負担行為の補正ですが、これから令和3
年度から5年度までの3年間ということですが、この金額については今現状のこ
の指定管理の金額とこれは変動がないんでしょうか。もしあるところがあれば教
えてください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 智頭町総合案内所指定管理料につきましては、前回よ

りも若干少なくなっております。旧塩屋出店・西川克己記念館については同額です。町民バス運行委託管理でございますけども、これは3年度から4年度までということで2か年の債務負担行為とさせていただいておりますけども、これは管理委託をしていただく日ノ丸バスさんとも話をし、やはり人件費というのが今の運転手を確保するのは今の金額ではなかなか難しい、高齢化もあるということで若干人件費の増加をしております。あとは燃料費の単価が上がることを想定しておりますので、燃料費の増もありまして増額とさせていただいているところでございます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） あと残りの2つについて担当課のほうでは。

○議長（大河原昭洋） 老人福祉センター指定管理料。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） これまでと変わりは。

○議長（大河原昭洋） 同額ということですか。前のアシスト導入業務というのでしょうか。

では、矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 先ほど私の説明の中で、前のアシストのことについてはリース代ということですので、指定管理とは関係ないと思いますので回答は控えさせていただきます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

最後に、再度、一般会計補正予算全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第128号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。補正予算書25ページをご覧ください。

議案 1 2 8 号 令和 2 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5, 1 9 7 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 1, 4 6 8 万 7, 0 0 0 円とするものです。

歳出につきましては、3 1 ページをご覧ください。

提案理由でも説明のあったとおり、一般管理費では人件費の調整と税制改正に伴うシステム改修の増額を、それぞれ計上しています。保険給付費では、一般被保険者医療費で一般療養給付費、療養費、高額療養費等実績見込みに伴う増額を計上しております。退職被保険者医療では、これまでの対象者が全て 6 5 歳となり、該当者がなくなったため療養給付費、現物給付費、高額療養費等それぞれ減額措置しております。また、保険事業の特定健康診査事業費では、特定健診未受診者勧奨事業委託を新型コロナ感染症対策により、現在受診者を制限しての実施状況を踏まえ、本年度業者委託を行わないため減額措置しております。

歳入につきましては、3 0 ページをご覧ください。主に国庫支出金、県支出金で措置しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第 6、議案第 1 2 9 号 令和 2 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書 3 7 ページをご覧ください。

議案第 1 2 9 号 令和 2 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 1 2 万 2, 0 0 0 円を追加しまして、予算の総額をそれぞれ 2 億 7, 0 8 0 万 4, 0 0 0 円とするものです。

歳出につきましては、4 4 ページをご覧ください。ゆめが丘の下水道敷設の設

計業務委託料を追加措置しております。

歳入につきましては、43ページ、繰入金と下水道事業債で賄っております。
以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第130号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正
予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書46ページをご覧ください。

議案第130号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3
号）です。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ255万3,000円を追加しまして、それ
ぞれ予算の総額を3億7,305万8,000円とするものです。

歳出につきましては、52ページをご覧ください。施設修繕料のほか、コンビ
ニ収納に係る納付書送付用封筒の印刷費用について追加措置をしております。

歳入につきましては、51ページ、繰入金で賄っております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この道路の修繕ということで250万円している、これ
は箇所づけ、どこの場所の道路なのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） どこの場所というのは定めておりません。緊急用
の修繕です。マンホールの蓋のかさ上げとか、70万、90万円という予算があ
りますので、そういったことで残額が乏しくなりまして3月までの予算、状況を

勘案しまして追加措置をさせてもらっております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） これは場所については、複数分散しているので特定できないという、そういうことでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 分散しておるというわけではなくて、これから起こり得る緊急の修繕に備えるための予算でございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第131号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書53ページをご覧ください。

議案第131号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,914万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,310万円とするものです。

歳出につきましては、60ページをご覧ください。

一般管理費では、人件費の調整と介護報酬改正に伴うシステム改修委託料を計上しています。介護サービス諸費では、介護サービス等給付費、介護予防サービス等給付費、高額サービス費、特定入所者介護サービス費の実績見込みに伴う増額を、それぞれ計上しています。

歳入につきましては、58ページをご覧ください。主に国庫支出金、支払基金で措置しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） これも給付費が今より大体7%ぐらい増えるという見通しの補正だと思うんですが、これもあくまでも今後給付費が増えるであろうということに対しての、この幾らでしたか保険給付費が約5,000万円という、これから増えるであろうというものに対しての対応だと、そういう捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 現在の実績に伴いまして、今の実績でこれから先のことを見据えて計上しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 本来なら年間を見通して当初予算で組むので、それがその当初より今後、今まで増えているというのじゃなくて今後増えるからということで、この約5,000万円給付費を見るという形なんですか。そこはどうでしょう。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） はい、現状を見据えてになります。実際に徐々には給付費が現状では伸びています。伸びているというか計上しているというふうなところで、実績に伴って今後を見据えて計上させていただいております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第132号 令和2年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書66ページをご覧ください。

議案第132号 令和2年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,814万4,000円とするものです。

歳出につきましては、72ページをご覧ください。高齢者医療制度見直し等シ

システム改修に伴う委託料を増額計上しております。

歳入につきましては、71ページをご覧ください。主に一般会計からの繰入金で措置しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第133号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼いたします。補正予算書1ページをご覧ください。

議案第133号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

収益的支出の予定額を8万円増額し、8,267万3,000円に、資本的支出の予定額を105万6,000円増額し、2,570万1,000円に補正するものでございます。

詳細につきましては、3ページをご覧ください。

資本的支出におきましては、総係費の手当のうち時間外手当並びに扶養手当を計上しております。また、資本的支出、建設改良費の委託料105万6,000円、これにつきましてはゆめが丘インフラ整備のための水道管の敷設の設計委託料でございます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第134号 智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運

動の町費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、議案書1ページをご覧くださいと思います。

議案第134号 智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の制定につきましては、公職選挙法の改正により条例で定めることで、町村の選挙における選挙公営対象が拡大されることに伴いまして町費負担の対象、限度額など必要な事項を定めるものでございます。

それでは、議案書2ページから4ページにかけて説明をさせていただきます。併せて、議案説明資料概要1ページの上段もご覧いただきたいと思います。

第1条では、町費負担の対象を選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成とするものでございます。

第3条から第6条までは、選挙運動用自動車の使用に係る町費負担について必要な事項を定めるものであり、第5条では、1日当たりなどの限度額を定めております。

第7条から第9条までは、選挙運動用ビラの作成に係る町費負担について必要な事項を定めるものであり、第9条においては、その作成単価の限度額及び作成枚数の限度を定めております。

第10条から第12条までは、選挙運動用ポスターの作成に係る町費負担について必要な事項を定めるものであり、第12条では、その作成単価の限度額及び作成枚数の限度を定めております。

施行期日は、公布の日からでございます。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この3条ですが、候補者1人について6万4,500円、これは選挙期間中の自動車を無料で使用するということですが、その範囲内という解釈になるのでしょうか。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そのとおりでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第135号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について
を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案書5ページをご覧ください。説明資料のほう
は1ページです。

議案第135号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について。

これは、地方税施行令の一部を改正する政令が公布されまして、国民健康保険
税の改正部分については令和3年1月1日からの適用となります。

内容につきましては、住民税につきまして給与所得控除、公的年金控除の額が
10万円引下げとなり、基礎控除については10万円の引上げとなる改正が行わ
れます。このことに伴いまして国保税の軽減判定において住民税、所得の計算の
基となるために不利益が生じないように、判定基準の見直しを行うものでありま
す。

新旧対象のほうの6ページでございますけども、第23条（1）が7割軽減、
（2）が5割軽減、（3）が2割軽減についてそれぞれ判定の基準の見直しを行
っております。

施行期日は、令和3年1月1日となっております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第136号 智頭町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ
金条例の廃止についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、議案書9ページ及び10ページ
をご覧いただきたいと思います。併せて、議案説明資料についてもご覧ください。

議案第136号 智頭町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止
につきましては、消防団員に賞じゅつ金または殉職者特別賞じゅつ金を授与する
事務を、令和3年4月1日から鳥取県町村総合事務組合が行うこととなることに
伴いまして、同条例を廃止するものでございます。

施行期日は、令和3年4月1日であります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第137号 智頭町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給
に関する条例の廃止についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 議案書11ページ及び12ページをご覧ください。

議案第137号 智頭町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
の廃止につきましては、消防団員に退職報償金を支給する事務を、令和3年4月
1日から鳥取県町村総合事務組合が行うことになることに伴いまして、同条例を
廃止するものでございます。

施行期日は、令和3年4月1日であります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第138号 鳥取県町村総合事務組合の規約の変更についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書の13ページ及び14ページをご覧くださいと思います。併せて、議案説明資料概要も2ページをご覧くださいと思います。

議案第138号 鳥取県町村総合事務組合の規約の変更につきましては、鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務に、消防団員に対する退職報償金及び賞じゅつ金の支給事務を加えるため、同規約の一部を変更することについて地方自治法第290条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

なお、変更後の規約の施行は、令和3年4月1日からであります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第139号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案書15ページをご覧ください。

議案第139号 財産の無償譲渡につきましては、洪水等による災害発生の防止を図るため、鳥取県が行う河川改修施工に堤防用地として土地を無償提供するものです。

無償譲渡する財産につきましては、智頭浄化センターの裏手側で土地、智頭町大字市瀬1584番地の4の一部でございます。地目は田、面積は23.47平方メートルでございます。

無償の相手方は鳥取県。目的としましては、先ほど申しましたとおり河川改修工事により洪水等による災害発生の防止を図るためでございます。

この財産の無償譲渡について地方自治法第96条第1項第6号の規定により、

議会の議決を求めるものでございます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第140号 財産の取得についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） それでは、16ページをお願いいたします。

議案第140号 財産の取得についてであります。

本議案は、芦津貯木場跡地を原木シイタケ栽培用地として取得することにつきまして、本議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は土地、所在は智頭町大字芦津字釣懸上28番地1、雑種地2551.80平方メートルのほか、議案書17ページにかけて記載の合計11筆、7,125.95平方メートルであります。

取得の方法は、随意契約による売買で、取得する価格は300万円です。取得する相手方につきましては、国の契約担当課であります鳥取森林管理署長、中本貴美であります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） これは売買するときに、この土地のここを一括でないと売らないというような条件があったのでしょうか。本来ならシイタケ栽培に必要な面積、町としてはこれだけでいいんだけどというような思いがあっても、国のほうが一括でないと売りませんというような条件があったのか、そこら辺はどうでしょう。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） これまで説明させてもらったかもしれませんが、分割しての売却はしないというのが国の方針であります。

以上です。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第18 陳情について

○議長（大河原昭洋） 日程第18、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情はお手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、12月10日から12月14日までの5日間を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、12月10日から12月14日までの5日間を休会したいと思います。

12月9日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は委員会等を開き、付託案件の審査等をお願いします。

来る12月15日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午前11時50分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和2年12月8日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 波 多 恵 理 子

智頭町議会議員 安 道 泰 治